四	積算熱量計	中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、五十一万四千九百円とする。 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十五万五千四百円とする。
1～5	［略］	
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百六条第一項の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

四	積算熱量計	中欄1から中欄4までに掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、五十一万四千九百円とする。 中欄1及び中欄5に掲げる試験を行う必要がない型式にあっては、四十五万五千四百円とする。
1～5	［略］	
［略］		

改正後	改正前
（指定の申請） **第九条**　法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　［略］ 四　次に掲げる事項を記載した書面 イ～ホ　［略］ ヘ　検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ、当該業務に関する指導及び教育訓練についての権限及び責任を有する者（トにおいて「検定管理責任者」という。）の氏名 ト　次項の規定により業務の範囲を限って検定を行う場合にあっては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去二年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日 チ・リ　［略］ 五・六　［略］ 2　［略］	（指定の申請） **第九条**　法第百六条第一項の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　［略］ 四　次に掲げる事項を記載した書面 イ～ホ　［略］ ［新設］ ［新設］ ヘ・ト　［略］ 五・六　［略］ 2　［略］

別表第一（第二条、第十七条関係）

特定計量器	検査設備		定期検査又は計量証明検査を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
質量計	［略］		少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。 一　［略］	［略］
皮革面積計	［略］			

別表第一（第二条、第十七条関係）

特定計量器	検査設備		定期検査又は計量証明検査を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
質量計	［略］		少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。 一　［略］	［略］
皮革面積計	［略］			